

固定価格買取制度にもとづく買取期間満了後の取扱いについて（重要）

1. 固定価格買取制度にもとづく買取期間満了について

- 固定価格買取制度にもとづく買取期間^{※1}は、ご契約内容に応じて、2019年11月以降、順次満了いたします。
- 買取期間満了後の電気は、以下のような選択肢によりご利用いただけます。

選択肢①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュート等と組み合わせた自家消費の拡大

選択肢②：お客さまご自身で選択された売電先（小売電気事業者等）への売電

・選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。

<資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」>

URL https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

（資源エネルギー庁ウェブサイトは、 でご検索いただけます。）

【お問合せ窓口】0570-057-333（受付時間 平日 9:00～18:00 土日祝日・年末年始除く）

- ※1.お引越先に設置されていた発電設備で売電されている場合、以前お住いの方が売電されていた期間も通算されます。そのため、お客さまご自身の売電期間が国の定める買取期間に満たない場合がございます。

2. 買取期間満了に伴うお手続きについて

(1) **当社以外への売電**をご希望される場合

- 新たな売電先をお選びいただき、**新たにご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電先の変更をお申込みください。**
- 売電先変更のお手続きには、一定の期間を要します。お手続きが間に合わない場合、ご希望日からの売電先変更ができない場合があります^{※2}。

※2.お手続き完了まで、一旦当社への売電となります。その後の売電先変更に伴う違約金等は発生いたしません。

(2) **引き続き当社への売電**をご希望される場合

- 当社へのお申込み等の**お手続きは不要**です。
- 買取期間満了後は、当社が定める新たな買取条件で、**当社が継続して買取いたします。**
- 買取条件は「3.当社の新しい買取条件について」をご覧ください。

ご注意ください！

- ・買取期間満了後に売電先が不在となった場合、低圧（発電出力が50kW未満）のご契約は、当面の間、当社系統へ連系し発電をご継続いただけますが、当社は補償（料金のお支払）を行いませんのでご注意ください。
- ・詳細は、当社ホームページの発電設備等の系統連系に関する要綱〔低圧〕をご参照ください。

3. 当社の新しい買取条件について

- 買取期間満了後の電気について、当社が買取させていただく場合の買取価格は以下のとおりです。

買取価格（2019年度）

〇.〇〇円/kWh（税込・消費税率10%）

- 上記の買取価格には、非化石価値等相当額を含みます。
- 買取価格は、年度（4月～翌年3月）ごとに見直す可能性がございます。見直す場合は、当社ホームページ等であらかじめお知らせいたします。
- 買取期間満了後、当社への売電を開始された後でも、売電先を当社以外にご変更いただけます。なお、ご変更に伴う違約金等は発生いたしません。
- その他の条件については、当社が定め・公表する「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（契約要綱）」を適用いたします。

・契約要綱等のご契約条件の詳細は、当社ホームページの「再生可能エネルギー買取制度のご案内」をご参照ください。

・検針日については、買取期間満了前月の検針のお知らせや、当社ホームページよりご確認ください。

なお、翌年度分の検針日は、毎年1月頃からご確認ください。

・当社ホームページをご覧いただけない場合は、当社お問い合わせ先までご連絡ください。